

2022年4月1日

インド企業結合規則における届出要件の時限的緩和措置の延長

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド競争法における企業結合規制に関し、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は2022年3月16日に2つの通達を発行し、インド企業結合規則における届出要件の2つの時限的緩和措置を延長しました。

1つ目の緩和措置は、小規模取引に関する企業結合届出の免除であり、同緩和措置は2022年3月28日に終了する予定でしたが、上記通達により、期限が5年間延長され、2027年3月28日まで有効となりました。

2つ目の緩和措置は、届出期限制度(トリガーイベントから30日以内の届出義務)の暫定的撤廃であり、同緩和措置は2022年6月28日に終了する予定でしたが、こちらも上記通達により期限が5年間延長され、2027年6月28日まで有効となりました。

本ニュースレターでは、上記各時限的緩和措置の延長、及び当該延長がインドの企業結合届出の実務に与える影響について解説します。

1. 2022年3月16日付けのインド企業省の2つの通達

インド競争法における企業結合規制の詳細を定める企業結合規則(Competition Commission of India (Procedure in regard to the transaction of business relating to combinations) Regulations, 2011)に関連して、2022年3月16日、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は2つの通達を発行し、インドの企業結合届出における2つの時限的緩和措置をそれぞれ延長しました。

1つ目の緩和措置は、小規模取引に関する企業結合届出の免除であり、同緩和措置は2022年3月28日に終了する予定でしたが、上記通達により、期限が5年間延長され、2027年3月28日まで有効となりました。

2つ目の緩和措置は、届出期限制度(トリガーイベントから30日以内の届出義務)の暫定的撤廃であり、同緩和措置は2022年6月28日に終了する予定でしたが、こちらも上記通達により期限が5年間延長され、2027年6月28日まで有効となりました。

以下、それぞれの緩和措置の経緯と内容について、概要を解説します。

2. 小規模取引に関する企業結合届出の免除の延長

インド企業省は、従前の通達により、一定の小規模な企業結合取引、具体的には、支配、株式、議決権または資産が取得されようとしている事業者のうち、そのインド国内の資産が 35 億ルピー以下またはインド国内の売上高が 100 億ルピー以下の者については、インド競争法第 5 条の適用から除外することとしていました（実務上は「de minimis threshold」と呼ばれることが多い除外措置です）。なお、この除外措置は、当初は、「インド国内の資産が 25 億ルピー以下またはインド国内の売上高が 75 億ルピー以下」という要件でしたが、2016 年 3 月 4 日付けのインド企業省通達により、さらに要件が緩和され、上述の通り、「インド国内の資産が 35 億ルピー以下またはインド国内の売上高が 100 億ルピー以下」とされたものです。

この緩和措置は時限措置とされており、当初は 2011 年 3 月 4 日からの 5 年間とされていたのが、2016 年 3 月 4 日付けインド企業省通達によりさらに 5 年間延長され、その後さらに 2017 年 3 月 27 日付けインド企業省通達により 2022 年 3 月 28 日まで延長されていました。

今回の 2022 年 3 月 16 日付けインド企業省通達により、この緩和措置の有効期限がさらに 5 年間延長され、2027 年 3 月 28 日まで有効となりました。

3. 届出期限の暫定的撤廃の延長

従前は、インド競争法上の企業結合届出は、取締役会における組織再編計画の承認決議、株式・議決権等の取得に関する契約書の締結等のトリガーイベントから 30 日以内に、これを行わなければならないとされていました。

インド競争委員会(CCI)は、2017 年 6 月 29 日付の通達により、通達の公表日から 5 年間、この「30 日以内に企業結合の届出を行うべき義務」を免除することとし、これにより、インドにおける企業結合の届出期限の制度は、暫定的ながら撤廃されることになりました。

これらの経緯の詳細は、2017 年 7 月 5 日付けの当事務所のニュースレター（https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins11_pdf/India_20170705.pdf）をご参照ください。

上述の通り、届出期限制度（すなわちトリガーイベントから 30 日以内の届出義務）の撤廃はあくまで暫定的なものであり、有効期限を 5 年間とする時限措置であったところ、今回の 2022 年 3 月 16 日付けインド企業省通達により、この緩和措置の有効期限が 5 年間延長され、2027 年 6 月 28 日まで有効となりました。

4. インドの企業結合届出の時限的緩和措置の延長が実務に与える影響

上述のインドの企業結合届出における 2 つの緩和措置は、いずれも時限措置として導入されたものではあるものの、インドの企業結合届出の実務において定着してきていたこと、また小規模取引に関する企業結合届出の免除については過去にも有効期限の延長がなされていることなどから、更なる有効期限の延長は従前から予想されていました。

今般、これらの時限的緩和措置について、正式に有効期限が延長されたことで、①企業結合届出が求められる企業結合の範囲が維持されるとともに、②届出期限の設定による企業結合の当事者に対する負担の排除が維持されることになりました。

そのため、今回の 2 つの時限的緩和措置の延長は、インドで買収や合併会社の組成等の企業結合を検討している日系企業にとって、いずれも歓迎すべきものと言えます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com